

No.	質疑内容等	回答など
1	<p>【明光寺と平成町・つなぐ郷の間の側溝についてのお願い】 交通安全施設の整備など、さまざまな取り組みが行われていますが、ガードレール設置の為、近隣住民が掃除ができない状態になり、ゴミの投げ捨ても増えています。行政で年に一度の掃除をお願いできないでしょうか。</p>	<p>当該箇所は、道路の幅員が狭く、通勤通学の歩行者が側溝へ転落する恐れがあるため、議会及び第3区区長より、安全対策の要望がありましたので、令和4年度に転落防止柵(ガードパイプ)を設置しております。また蓋をつけてしまうと清掃ができないため、昇降ステップを設置し、安全に水路への出入りができる箇所を2箇所設けております。</p> <p>農業用排水や生活排水で使用されている用水路は、利用している農業者や地域の方々に日頃の管理をしていただくことになっています。清掃時のケガや何かあった時の保障、清掃時に必要な道具については町のアダプト・プログラムの制度で対応しています。</p> <p>つなぐ郷東、つなぐ郷西にお住まいの皆様にあダプト・プログラムに加入いただいております。作業用具やごみ袋の支給を行っておりますので、他にも必要な所がありましたらアダプト・プログラムにご協力いただければと思います。</p>
2	<p>【千塔通り抜け道路の進捗状況についての質問】 令和6年5月14日提出の「基山町まちづくり提案書」でお願いしていた「宿二丁目、玉虫交差点通り抜け道路の危険性の軽減対策」について、9カ月の歳月が過ぎようとしています。進捗状況の説明をお願いいたします。</p>	<p>ご提出いただいた「基山町まちづくり提案書」に係る一時停止線の設置については、令和6年5月30日に鳥栖警察署に要望しており、回答待ちの状況です。警察署へは令和6年度中に回答の確認をします。</p> <p>その他、町でできるスピード抑制対策を現場確認のうえ検討した結果、令和6年度にラバーポールの設置を予定しています。</p> <p>【後日追記】 鳥栖警察署から「当該路線において要望された交通規制の実施は困難です」との回答があったため、警察のアドバイスにより、町独自でスピード抑制に効果がある中央線や指導停止線の設置を令和7年度中に行います。</p> <p>なお、ラバーポールについては、令和7年3月31日に1本設置しています。</p>

No.	質疑内容等	回答など
3	<p>【上記回答に対する追加質問】 ラバーポールの設置については地域住民に説明がされていますか。</p>	<p>地域住民への説明については担当に確認します。</p> <p>【後日追記】 ラバーポール設置については、3月に近隣住民の方に説明を行い了承をいただいております。</p>
4	<p>【真尻地区開発についての質問】 3区内にある真尻地区建設の進捗状況を教えてください。</p>	<p>現在地区計画の策定手続き中です。 令和6年4月に有限会社ハイパープランと株式会社木村組から、真尻地区計画申出書の提出がありました。その後10月に真尻地区地区計画の原案を作成し、11月21日から12月4日まで原案に対する意見を募集したところ、2件の意見をいただきました。回答については町ホームページで公開しております。 今後の流れとしましては、令和7年3月に都市計画案を作成し、4月中旬に案の公告・縦覧後、8月に地区計画の決定告示の予定です。 地区計画策定後、スムーズに進めば、令和8年春ごろから造成工事が行われ、令和9年春ごろから住宅の建設が行われる見込みです。計画に変更があれば随時お知らせしていきます。</p>

No.	質疑内容等	回答など
5	<p>【上記回答に対する追加質問】 行政組合はどうなりますか。行政で指導していただけるのか、区から建設会社に話しをしていかないといけないのでしょうか。</p>	<p>地区計画の場合は、町の方から指導をしています。地区計画でできた住宅地については、これまでの実績からみてもそのまま行政組合ができいくと認識しています。</p>
6	<p>【田んぼが無くなった場合の用水路の管理について】 つなぐ郷には用水路があり、近隣住民が掃除をしていますが、負担になっています。真尻地区開発で田んぼが無くなった場合、行政が側溝の掃除を行ってくれるのでしょうか。</p>	<p>用水路は、登記上は公有水面とされている場合が多く、財産としての管理は基山町が担いますが、清掃などの日頃の管理は利用されている農業者や地域の方々をお願いしています。 真尻地区の開発で真尻地区の田んぼはなくなりますが、その水路を利用する全ての田んぼが無くなるわけではないので、残存農地の所有者、家からの生活排水や雨水で利用している地域の方々と話し合いをしながら、用水路を管理していただく必要があります。</p>

No.	質疑内容等	回答など
7	<p>【河川掃除、工区の料金値上げについてのお願い】 河川掃除は水害対策や防犯として重要だとして実施しています。今後も3区工区での実施を維持していきたいと考えています。 しかし、草刈りや草焼きの危険を予防するための水かけポンプの購入など、費用も増えてきています。更に、混合油や草刈用チップソーの価格高騰も顕著になってきましたので、工区料金の見直しをご検討ください。</p>	<p>基本の河川管理のルールですと、県が管理を行い、年1回清掃を行います。基山町は自分たちで清掃しますと話している状態です。 今まで、ほとんどの区が各区で清掃を行っていましたが、できなくなった区がいくつかでてきており、県が年に1回清掃しているところもあります。 費用で言うと、県は年に1回を100とすると、区は6割を年に2回で1.2倍の委託料を受け取っています。 県としても、地域と協力してやっていけるならばという思いと、県内でこのような協力体制がとれるのも基山町だけなのでこれからも続けていきたいが、無理強いして続けていくものでもないと考えているようです。 そのため、県に交渉するところとしては、今、6割、0.6のところを0.65にできないか交渉をしたいと思いますが、交渉によって「県ですべてします。」という話にならないようにと思っています。 誤解がないようにしていただきたいのは、県にやられているものではないとご理解いただければと思います。区によって様々な考え方があり、できなくなった区に分まで担っていこうという区もあれば、撤退している区もあるというのが現状です。</p> <p>【後日追記】 県に確認しましたところ、委託料については、労務費及び保険料を考慮して設定されており、毎年見直しを行っているとのことでした。過去3年の委託料を比較すると、年間約4~6円ずつ上がっている状況です。 町からは、資材価格の高騰についても考慮した委託料の設定を要望していきますので、ご理解の程をよろしく願いいたします。</p> <p>【参考価格】 ・令和4年度単価:86.1円(1平米) ・令和5年度単価:90円(1平米) ・令和6年度単価:94.7円(1平米) ・令和7年度単価:100.7円(1平米) ※各年の契約金額(労務費+保険料)×2回を対象面積で割って、平米単価を算出しております。</p>

No.	質疑内容等	回答など
8	<p>【住民課窓口への要望】</p> <p>①転入等の住民登録の時に入会手続きができなかった住民が、後日、組合入会時の届け出(住民の申請)を電話やネットで申請ができるようにお願いします。</p> <p>②消防団の減少対策として、住民登録申請時に適齢者に対して「入団のお願い」をしていただきたい。</p>	<p>①組合入会時のネットや電話での申請につきましては、ご本人の確認が難しいため受け付けしていません。メールやLINEなど申請に対応できそうなものを令和7年度に検討してまいりたいと思います。</p> <p>②住民登録申請時に適齢者本人が手続きをするとは限らないため、現状としては、なかなか難しいです。団員募集のチラシを作成中ですので適齢者を含む世帯が転入してきた際に、チラシを配布することから考えたいと思います。チラシから町のホームページを案内し、消防団の情報が分かるようにしたいと思います。</p>

No.	質疑内容等	回答など
9	<p>【基山町消防団再編成について質問】</p> <p>①消防団結成以来3区、8区、9区、12区、木山口として第1部として構成されてきました。</p> <p>今回の素案では8区が4区と変わり第1部の管轄が長くなっています。特に、災害時には4区からの格納庫までの距離が長く、消火活動に間に合わないという素案になっています。</p> <p>②団の数も9部体制から5部体制と減らされています。それに伴い、消防車は現状、消防ポンプ自動車2台、小型動力ポンプ付積載車7台を部に応じて減らすとなっています。山間部などは消防車の連携でつないでいきますが、消防車の減少は消火能力の弱体化に繋がります。</p> <p>③今まで消防団の確保に尽力してきたわけですが、現行197人から155人(140人)まで減らす事になっています。団員の数は町民の安全を守るために必要な人員だと思っていましたが、どのような基準で変更したのでしょうか。</p> <p>各部の団員数の比率は不規則であり、根拠を教えてくださいたいと思います。</p> <p>④策定の趣旨では、「近年局地的な豪雨や大型台風、地震等による大規模自然災害が全国各地で発生しています。(中略)多発する自然災害に柔軟に対応するとともに、団員の負担軽減が図られるよう基山町の消防団の再編成を検討することにします。」となっています。「多発する自然災害に柔軟に対応」するには消防団団員数を現状維持しなければならず、団員を減らすことは「団員の負担軽減」とは逆効果となり、団員の負担が増えることとなります。この素案には矛盾が存在すると思います。</p> <p>⑤区長会での意見交換会では素案の説明はされましたが、十分な根拠を示す説明がされなかったと感じています。</p>	<p>現在の団員数は支援団員を除くと151人となります。今回140人と計画しているのは、これ以上人数を減らさないという意味で計画しています。9部を5部に減らすことは各部の管轄を広くすることになります。基山町の消防団は他市町と比べて独自性があり、区ができるとともに消防団ができました。人口が同規模の吉野ヶ里町と比較しましても、基山町の面積の5倍ありますが消防団数は減ってきています。基山町の面積からいくと5部になることは適当ではないかという案で進めています。5部になると各部に良い積載車を最終的には置けるようになるのではと計画しており、これにより今後少しでも消防団がよくなっていくのではと考えています。</p> <p>ただ、合併については、合併することで巨大な部になるため、嫌だという意見が無い訳ではありませんので、今後1つ1つ対応していきたいと思いません。まずは、5部と9部の合併から進めていければと考えています。</p> <p>いずれにしても、まだまだ皆さんのご意見を聞いて進めていきたいと思っています。とにかく基山町の消防団が少しでも良くなればと考えています。</p> <p>また、消防団が9部できたのは、鳥栖三養基地区消防事務組合の基山分署ができる前のことで、昔とは状況が異なりますので、団員数等の計画についてはみなさんのご意見をいただきながら進めていきたいと思っています。</p>

No.	質疑内容等	回答など
10	<p>【暴風域時の登校の基準についての質問】 気象警報発表時における生徒の登下校および休業処置等について。 登校以前に「注意報・特別警報又は暴風・暴風雪・大雨の各警報が発表された場合」の登下校(小学校・中学校)の基準について教えてください。</p>	<p>特定の基準はありません。 事前に防災担当と情報共有し、町内の河川・道路状況等を確認したうえで、今後の予報や近隣市町の状況を鑑みながら判断しております。 なお、休業等の判断については登校に差し障りのない午前6時までに行うようにしております。連絡手段についてもメールで行い、できるだけ負担がかからないようにしています。</p>
11	<p>【家具転倒防止補助金についての提案】 地震対策において、自宅で「自分の命は自分が守る」が基本。 地震による家具の転倒による死亡率は全体の約1割、負傷原因の30~50%は家具の転倒や落下が原因とされています。 家具の転倒防止は避難経路の確保にも役立ちます。地震対策は町民の生命を守るためには必要なことです。 家具の転倒防止の普及と購入のための補助金導入についてご検討ください。</p>	<p>担当課からはできないとの回答です。 補助金の出し方や値段もピンからキリまであるので難しいのですが、予防・防止として大事なことなので検討して結果については後日お知らせします。 町がまとめて購入して、安く販売するなどの方法は、町の補助金ではできないと思います。 区の補助金として申請していただいて、その中に経費として計上していただく方法も検討できるのではないかと思います。</p> <p>【後日追記】 まちづくり課所管の区や公民館への補助金は、住民個人宅に設置されるものは対象外です。 地震対策において、家具の転倒防止等の対策はご自身で行える身近な災害対策であり、非常に重要なことです。補助制度につきましては、今後検討していきます。</p>

No.	質疑内容等	回答など
12	<p>【町の避難訓練と「フェーズフリー」の取り組みについての提案】 3区では自主防災に力を入れています。 年に1回の研修や組合ごとに一次避難所を設置し、年に4回の避難訓練を実施しています。災害時は一次避難所に避難して役場の避難所に行きますが、訓練での実績はありません。 年に一度、要望があった場合など、役場避難所との連携した訓練をご検討ください。 また、「フェーズフリー」の考え方を取り入れてはどうかと思います。普段、何気なく使っている物を災害時に使っていこうというものです。 役場施設(全館)をそのまま避難所にできる工夫を日頃から実施し、特に災害施設等を造るのではなく、今あるもので避難所の形成を行う事です。 災害時には役場窓口に押し寄せることになると思います。少なくとも災害時には各課の窓口を即時に災害窓口に切り替える、1階ロビー全体を瞬時に避難所待合所に変更させる体制作りをやってみてはどうでしょうか。 少なくとも、町と区の連携をどうやっていくか、最低限必要だと思います。</p> <p>〈フェーズフリーとは〉 身のまわりにあるモノやサービスを、日常時はもちろん、非常時にも役立つようにデザインしようという考え方。普段利用している商品やサービスが災害時に適切に使えるようにするというもの。</p>	<p>現在、すでにフェーズフリーの状態ではないかと考えています。庁舎の造りというよりかは、段ボールベットや個別トイレをすぐに出せるなどの様々な準備をしています。 一度、3区から交代で少人数ずつ体験してみて、避難所がどんなものかご意見をいただいてもいいかもしれません。避難所で女性の問題が多くなってきていますので、女性だけの避難所検討委員会を行ったりしています。 基山町の避難所は「町民会館」「総合体育館」をはじめとする町内9か所となっているところです。</p>

No.	質疑内容等	回答など
13	<p>【高齢者一人世帯のゴミ出しについての質問】 令和4年度基山町施政運営方針で「ゴミ出しが困難な高齢者世帯等に対するゴミ収集ルールについての検討も進めていきます」とありますが、現在の対策はどのようになっているのでしょうか。 総務省が2019年3月頃から交付している特別交付税「高齢者世帯に対するゴミ出し支援交付税」があります。 ゴミ出しが困難な世帯に対する支援の経費の50%を国が市町村に補填する措置ですが、委託を受けた民間業者が週に一度、引き取り個別回収、分別を行ってくれる事も可能です。地方自治体は全国で23.5%特別交付税に支援枠を創設されているとの情報もあります。 もし、特別交付税を使っていないのであれば、単身の高齢者、障害者、ゴミ出し困難な町民に対して実施されてみてはどうかと考えます。</p>	<p>高齢者の一人世帯のゴミ出し支援については、今まさに検討しているところで、令和7年度中になるとは思いますが検討していきたいと思っています。 特別交付税を使っている自治体は佐賀県でも2自治体ぐらいあるので、今後検討していきたいと思っています。 基山町の場合は、アパート等に住む方で、下までゴミを持ってこれずに困っている方が多いようです。現在、社会福祉協議会が行っている制度も含めて考えていきたいと思っています。 ゴミ袋が大きすぎるというご意見もありますので、令和7年10月頃には燃えるゴミ袋の中サイズを新しく作ります。ピンを入れるオレンジ色のゴミ袋についても小サイズを作ります。 また、一人暮らしの高齢者への対応についても、今現在も個別に相談対応しているところです。</p>
14	<p>【自治会の負担軽減:NPO・シルバー人材センター活用】 自治会では組合の連絡事項のほかに様々な団体(各委員)で地域貢献をしています。しかしながら、区民も高齢化し、若年層も仕事の関係上、自治会活動を率先して行えない状況が増えています。 自治会の負担軽減と地域の安全や暮らしやすさを向上させていくには新たな取り組みも必要だと考えます。 定年後の生き方を提供する「ネイバーフットデザイン」、地域の人々のコミュニティや信頼関係を築くことによって、暮らしを豊かにしていこうという考え方があります。 こういった考え方を持つNPOやシルバー人材センターに自治会が担ってきた課題をお願いしていくのも今後は必要になってくると思います。 意見をお伺いいたします。</p>	<p>行政から自治会への依頼につきましては、毎月開催しております区長会で依頼させていただいておりますので、自治会の負担軽減について、各区の区長と協議していただくことが大事だと思います。 基山町社会福祉協議会のシルバー人材センターにつきましては、登録者不足で困っています。上手く募集したら登録者が増えると考えています。 ニーズは非常に多く、特に企業からのニーズが多いので、令和6年7月に役場にも募集窓口をつくりましたので、令和7年度は更に募集に力を入れていきたいと思っています。 自治会が担ってきた課題でシルバー人材センターに依頼できることがあると思いますが、まずは区長さんや行政組合で苦勞していることがありましたら町に相談していただければと思います。内容によって、シルバー人材センターで対応できるものがあれば、シルバー人材センターを充実させる意味でも検討させていただきたいと思っています。</p>

No.	質疑内容等	回答など
15	<p>【学校給食において基山町産食品の割合と国産食品の割合について】 地産地消、地域で収穫した農水産物を、その地域のなかで消費することですが、学校給食で地域農産物の積極的な利用を町は進めていると思います。 とりわけ、米、野菜、食肉(ジビエを含む)など学校で消費される割合はどのくらいでしょうか。</p>	<p>学校給食には、地元基山産のお米を基本的に100%使用しています。野菜などについても基山産をできるだけ使用したいところですが、給食に必要な約1,400食分の野菜をすべて基山産で賄うことは難しいため、割合的には5%程度となっています。 しかし、季節によってはマコモダケ等を使用するなどして子どもたちにも地元産として紹介をしているところです。一昨年については2回基山で作られている無農薬の有機野菜を給食に出し、テレビでも大きく取り上げられています。</p>
16	<p>【火葬場の老朽化について】 葬祭公園(火葬場)の修繕状況と建て替え予定の有無などを教えてください。</p>	<p>葬祭公園の修繕状況については、屋根防水工事や炉の修繕、火葬台車の更新など計画的に行っています。4年程前に大雨により緊急的に屋根の修繕を2,000万円ほどかけておこなっています。 現在、現地建替え、非現地建替えや周辺自治体との共同運営など、どの方法がいいのか検討しています。</p>

No.	質疑内容等	回答など
17	<p>【新しい「きのくに祭り」の実現】 毎年、夏に行われる「きのくに祭り」暑さ対策を十分にされているとは思いますが、近年の猛暑は酷くなるばかりです。 祭りは、地域に賑わいを創出し、活気を取り戻すきっかけになるばかりではなく、日本の文化を継承し、子供から高齢者まで幅広い世代で作るコミュニティを維持していくうえで欠かせない存在です。 今後の「きのくに祭り」は猛暑を前提とした内容に変えていく時期かと思えます。以前から「水かけ祭り」を提案しています。猛暑を前提とした「水かけ祭り」は全国で増えてきています。今一度、ご検討をお願いいたします。</p>	<p>きのくに祭りの開催時期については商工会に相談しましたが、7月にしか開催できないとのことでした。7月の第3土曜日なので、中体連と重なって中学生も夕方からの参加になっており、夜7時頃が一番参加者が多いです。 現在の対策としては、冷風ミストファンやスポットクーラーを設置していましたが、加えて令和7年度は、クーリングシェルターとしての簡易テントの設置やスポットクーラーの増設などのために基山町から商工会への補助増額を検討しております。 今後は暑い時間帯ではなく、人が集まる時間帯にイベントの時間を変更していくなどの対策を協議していけたらと思います。</p>
18	<p>【各区の組合地図作成の提案】 今年度、組合員の協力で「第3区の組合地域地図」を作成いたしました。組合範囲は日々変わっていくもので、作成不可能とされてきました。 しかし、現状では新たな土地開発が行われる以外に戸建自体はあまり変わりません。住民課での組合の判断に役立ちますし、区民にしても組合の範囲判断に役立ちます。2年に一度の頻度で結構ですので、行政による組合地図の作成をご検討ください。</p>	<p>基山町のホームページで「きやまっぷ」と検索していただくと、きやまっぷで基山の様々な種類の地図を見ることができます。 現在のところ行政組合の地図の作成については、検討しておりません。</p> <p>【後日追記】 スマホの指での縮尺の操作がうまくいかない際は、画面左下にある＋での縮尺表示で操作いただくことも可能です。</p>
19	<p>【喫煙者の権利】 令和4年度のデータですが、市町村たばこ税は1億3,967万7千円です。 1億3,967万円の税収をあげながら、役場の喫煙所はたったの1か所。せめて、2カ所は確保して頂きたいと思えます。これは喫煙者の願いです。</p>	<p>役場庁舎は健康増進法において「原則敷地内禁煙」と定められた第一種施設であり、役場には喫煙所を設置しないと考えております。 現時点では、町民会館北側と総合体育館入口横の2か所に喫煙所を設けておりますので、そちらをご利用ください。また、多目的グラウンドにも現在設置している場所から新しく利用しやすい場所に設置をしたいと思っております。</p> <p>【後日追記】 令和7年度中に総合公園第一駐車場付近に喫煙所を新設いたします。</p>

No.	質疑内容等	回答など
20	<p>【上記回答に対する追加質問】 多目的グラウンドの喫煙所の裏の土手の方から子どもが降りてきており、危険なので柵をつけてほしい。(改めて要望書を出す予定)</p>	<p>現在、該当する場所が工事中ですので、計画を確認します。</p> <p>【後日追記】 今回の工事の中で当該箇所へ柵を設置する予定はございませんが、当該箇所の安全対策として、令和7年3月末までに東側広場側から傾斜地へ出入りできる地点3箇所へ、傾斜地への出入りを禁ずる旨を記載した看板の設置を予定しております。 なお、本件に関しましては、令和7年3月3日付けで建設課宛てに要望書を提出いただいております、3月7日付けで回答しております。</p>
21	組合長、体育委員の年齢制限を町で決めることができないか。	<p>自治会運営は行政とは別のものです。行政区・行政組合でルールを決めていただくものなので、町で一律に決めることができませんのでご理解ください。 地域で起こっている問題、例えば、高齢者のゴミ出し等については行政にご相談ください。</p>
22	<p>パディ認定こども園について、朝の時間帯において車のスピードが出ていて危険なのでハンパを設置してもらえないでしょうか。 また、近くに、道路に穴が空いている場所があるので対応してほしい。</p>	<p>ハンパは効果があるので設置することは可能です。設置については音がうるさいとのことで、町内でも設置後に撤去した事例もありますので、近隣住民との相談になります。パディとも協議したいと思います。 道路の穴についても、確認して対応します。</p> <p>【後日追記】 ハンパの設置については、地域住民の合意を得て、町民提案により要望していただきたいと思います。 認定こども園入所児童の保護者に対し、車両での送迎時の安全対策に係る注意事項を、玄関の掲示板や保護者SNSにて周知してもらうよう依頼しました。ハンパの設置については、園としては、「まずは注意喚起で様子をみさせてほしい。改善されない場合は、園だけの意見ではなく、近隣の居住者の意見も聞いていただいて、協議をさせてほしい。」とのことでした。 道路の穴に関しては、令和7年3月上旬に補修が完了しております。</p>

No.	質疑内容等	回答など
23	<p>基山は水資源に恵まれている。豊富な基山の地下水が今、全国で問題になっているフッ素化合物等を含めてどうなっているのでしょうか。 井戸水の検査も町で行っているの、それを受けての町の考えを教えてください。</p>	<p>フッ素化合物については水道の話になります。基山町は東部水道企業団に検査を実施してもらっていますので問題ないと考えます。 井戸水については使用している地区に限られていて、自主的に検査をしていただくようになっており、強制にはなっていませんが、最近の報道で気になる方もいらっしゃると思いますので考えたいと思います。</p> <p>【後日追記】 井戸水は、水道法等の適用を受けず、自己責任で管理していただくこととなります。 有害物質の基準超過が検出された場合は、担当窓口のまちづくり課にご相談ください。井戸への有害物質の流入原因が工場等であった場合は、町として対応が必要と考えます。</p>
24	<p>【上記回答に対する追加質問】 井戸水検査の結果については町も知っているのではないのでしょうか。 3、4年前に町長宛てのメールにも過去の記録がないか質問しましたが返事ありませんでした。</p>	<p>井戸水の検査は強制ではないので、持ってきていただいたら検査しますということだったと思います。 お問い合わせいただいた質問については、役場に戻って確認します。</p> <p>【後日追記】 返事が遅くなったことに関し、大変申し訳ございませんでした。5月19日付けでご本人へ回答させていただきました。 町では集団で検査を申し込むことにより安価に検査が受けられるよう業者を選定し、検査結果を町に提供いただくことの同意をいただいておりますので、町にも責任があるかのような誤解を生じてしまいました。 今後は、検査結果の提供の義務付けはいたしません、有害物質の基準超過がでてきた場合は、まず安全確認を行いたいと思いますので、担当窓口のまちづくり課にご相談ください。井戸への有害物質の流入原因が工場・不法投棄等であった場合は町として対応が必要と考えています。 検査結果記録は保管しておりますが、個別案件となりますので、別途ご連絡いたしたいと思います。</p>

No.	質疑内容等	回答など
25	駅前ロータリーの送迎用大型バスのアイドリングや排気管が住宅の方を向いていることでの音に関する苦情が出ています。	<p>該当するところへ話をして対応したいと思います。</p> <p>【後日追記】 通学バスやコミバスも含め、アイドリングストップや排気管をできるだけ住宅側へ向けないよう依頼したいと思います。 東明館には直接、注意を行いました。</p>